

説明会に関する記録

(千葉県都市計画公聴会等運営要綱第5条の4及び第12条の規定による記録)

	項 目	内 容
(1)	素案の種類及び名称	<p>ちば・まち・ビジョン</p> <p>(「千葉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」「都市計画マスタープラン」「立地適正化計画」を統合した計画)</p> <p>千葉都市計画区域区分</p> <p>千葉都市計画用途地域</p> <p>千葉都市計画高度地区</p> <p>千葉都市計画都市再開発の方針</p>
(2)	素案の概要	<p>ちば・まち・ビジョン</p> <p>社会状況の変化を踏まえ令和5年度を開始年度とする千葉市基本計画の策定に併せた3つのマスタープラン(都市計画区域マスタープラン、都市計画マスタープラン、立地適正化計画)の見直しを実施しており、今般3プランを統合し、都市づくり・まちづくりの基本的な方向性を定めた指針となる「ちば・まち・ビジョン」を策定するもの。</p> <p>千葉都市計画区域区分・用途地域・高度地区</p> <p>ちば・まち・ビジョンの策定にあわせて、建物の立地規制等を図る区域区分の見直しを実施し変更を行い、それに併せた用途地域及び高度地区の変更をするもの。</p> <p>千葉都市計画都市再開発の方針</p> <p>再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランである「都市再開発の方針」を上位関連計画に掲げる理念・目標との整合が図られるよう変更するもの</p>
(3)	説明会の日時及び場所	<p>日時：令和5年3月25日(土)</p> <p>10:00 から 11:10</p> <p>場所：千葉中央コミュニティセンター8階「千鳥・海鷗」(千葉市中央区千葉港2-1)</p>

項 目		内 容
(4)	出席者の人数	出席者 1 名 〈参考〉 ホームページへのアクセス件数 516 件
(5)	出席者が述べた質疑 又は意見の要旨	別表のとおり
(6)	前号の内容に対する 市の回答又は見解	別表のとおり

別表

(5) 出席者が述べた質疑又は意見の要旨	(6) 前号の内容に対する市の回答又は見解
<p>1 ちば・まち・ビジョン等の計画は既に策定したものになるのか。</p> <p>2 策定の時期は、いつ頃になるのか。</p> <p>3 千葉北インターチェンジで、流通業務施設等の立地について規制緩和が行われる予定と聞いたが、この計画は何か関連するのか。</p>	<p>1 現時点では、素案の段階です。本日の説明会を含め、市民の皆様から意見をもらい、案の作成・縦覧を行います。その後、都市計画審議会に諮った上で、国・県との協議を行い、決定することとなります。</p> <p>2 都市計画審議会を夏ごろに予定しているので、その後の国・県との協議の時間にもよりますが、秋頃までには策定できると思います。</p> <p>3 ご質問頂いている内容は、開発審査会への付議基準の改正についてかと思えます。本市の市街化調整区域における流通業務施設等の開発については、インターチェンジから一定の距離の範囲内にあるなど基準に適合した計画に対して、開発審査会を経て、許可をしていますが、令和5年4月1日から立地基準を一部緩和するため、開発審査会の付議基準を改正します。なお、開発許可制度は、宅地課が所管となりますので、詳しくは宅地課HPをご覧ください。</p>